

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から一般社団法人日本内科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

#### ④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本小児科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本皮膚科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本精神神経学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本整形外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益財団法人日本眼科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から一般社団法人日本泌尿器科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から一般社団法人日本脳神経外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

#### ④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本医学放射線学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

#### ④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本麻酔科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

#### ④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から一般社団法人日本形成外科学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

#### ④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく  
厚生労働大臣から公益社団法人日本リハビリテーション医学会への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集において、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しが導入されるに当たり、日本専門医機構に対して必要な協力を行うこと。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めるため、日本専門医機構に必要な協力を行うこと。
- ・ 専門研修の質の向上や医療提供体制の確保への配慮を行いつつ、連携先の確保を行うに当たり、地域の大学を含む学会関係者の協力を得て領域の特性を考慮することが不可欠であることから、基幹施設、連携先施設及び連携先都道府県等に対し、領域の特性に応じた取組の推進や調整のための必要な協力を行うこと。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 日本専門医機構において、令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、

より詳細な分析や、今後必要な情報について検討を行うこととしているため、必要な協力を行うこと。

#### ④その他

- ・ 日本専門医機構において、専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を進めることとしているため、必要な協力を行うとともに、学会においても分野の特性等を踏まえた取組を進めること。